

令和元年8月

イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク  
倉澤 七生 様

水産庁資源管理部国際課  
捕鯨室長 高屋 繁樹

「7月1日より開始された商業捕鯨についての質問」への回答

2019（令和元）8月5日付けの「7月1日より開始された商業捕鯨  
についての質問」について、以下のとおり回答いたします。

質問 1。日本政府はクジラ類が水産資源であるという前提に立ち、捕鯨及び鯨食が日本にとって必要不可欠な文化であるとの認識のもと、商業捕鯨の再開を決定したということです。しかし、捕鯨が伝統的に行われてきた地域における文化の継承を考慮し、検討されたのであれば、全国的な規模で商業流通を行うのではなく、地域に限定した流通と利用を考慮された方が、地域の振興につながるのではないかと考えています。IWC 脱退を決定される前に、商業捕鯨以外の選択肢はなかったのでしょうか？

**【答】**

水産資源を、科学的根拠に基づき持続的に利用するという考え方は、我が国の基本的な方針です。四方を海に囲まれた我が国にとって、鯨類も貴重な水産資源の一つです。

この基本的な方針に基づき、我が国は捕鯨業を再開しました。

なお、ご存じのとおり、IWCの目的は鯨類資源の保存と秩序ある捕鯨産業の発展(持続的利用)です。しかしながら、長年に亘り、IWCでは持続的利用が蔑ろにされてきました。しかも、今年のIWC総会では、鯨と捕鯨に関する立場の異なる国々の共存が否定され、目的に沿ったIWCの機能回復の見込みが全くないことも明らかになりました。このため、我が国はIWCから脱退することを決定しました。

質問2。これから公表される捕獲枠は IWC の規制の枠内で行うとされていますが、考慮される規制内容についてお答えください。

- ・ 特に、沿岸のミンククジラの希少個体群の混獲回避、カツオクジラの混獲回避に関してはどのような方法を採用されますか？
- ・ 捕獲したクジラの系群・捕獲位置・体長・性別等の情報はどの時点で、どのように公開されますか？

**【答】**

- 1 IWCで採択された方式(RMP)に沿って算出された捕獲可能量の範囲内で捕獲枠を設定しています。
- 2 RMPは系群管理を前提に設計されており、ミンククジラの捕獲可能量の算出に当たっては、日本海系群存在を考慮しています。  
また、同系群の太平洋沿岸への回遊を考慮し、捕獲回避のための操業禁止水域を設定しています。
- 3 御質問の「カツオクジラ」が何を指すのか明確ではありませんが、ニタリクジラについては、高知県沿岸などに生息する沿岸系群の捕獲回避のための操業禁止水域を設定しています。
- 4 捕獲された鯨類の科学的情報については、IWC科学委員会に報告するとともに、日本鯨類研究所の科学者からの科学雑誌への投稿等を通じて発表していく予定です。

質問 3。 操業する捕鯨船の監視として、捕鯨母船に水産庁関連の監視官の乗船及び、沿岸小型捕鯨船に関しては解体基地における監視員の配置を検討されているようですが、現在ノルウェーが採用している電子機器による監視を予定されないのでしょうか?それはなぜですか?

【答】

- 1 捕鯨業の管理のため、母船式捕鯨業については、捕鯨母船に水産庁職員等を乗船させ、沿岸捕鯨業については、鯨体処理場に水産庁職員等を派遣しています。
- 2 水産庁では、捕鯨業の監視を確実に実施するため、職員等を捕鯨母船及び鯨体処理場に直接配置しています。
- 3 将来的には、コスト削減、業務の効率化の観点から、電子機器による監視システムの導入を検討することとしております。

質問 4。 商業捕鯨は民間の営利行為であるわけですが、政府としてはこれまで 行ってきたような鯨食推進キャンペーンを、税金を使って行うのでしょうか?

また、学校給食への導入では、これまでのような割引を行うのでしょうか?

もし、割引を行う場合、政府が補助するのですか?

【答】

- 1 令和元年度予算において、鯨食普及への支援に必要な経費を計上しています。
- 2 来年度以降の学校給食への鯨肉の供給及び鯨食普及への支援については、現時点では未定です。

質問 5。もし学校給食に採用する場合、クジラ肉の安全性はどなたが責任を持って担保されますか？

【答】

食品の安全性については、厚生労働省が管轄しています。

質問 6。安全性の検査をすることを前提としてお聞きします。小型捕鯨船、捕鯨母船それぞれ捕獲後どの段階で、どなたが検査を行うのですか？

【答】

食品の安全性については、厚生労働省が管轄しています。なお、捕獲後の処理については業者ごとに対応が異なるため、水産庁は、お答えする立場にありません。